

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月22日

【四半期会計期間】 第110期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 第一生命保険株式会社

【英訳名】 The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 光一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営企画部長 寺本 秀雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 経営企画部IR室長 国井 保博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年11月29日に提出いたしました第110期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(参考) 当社及び第一フロンティア生命保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

① 当社

(新基準によるソルベンシー・マージン比率)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第2 【事業の状況】

#### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(参考) 当社及び第一フロンティア生命保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

① 当社

(訂正前)

(単位：百万円)

項目	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間末 (平成23年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	3,314,721	3,328,791
資本金等*1	576,808	596,615
価格変動準備金	80,453	80,453
危険準備金	502,093	511,093
一般貸倒引当金	4,480	3,063
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	334,526	274,625
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	17,447	9,133
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,367,418	1,419,934
負債性資本調達手段等	456,189	448,889
控除項目	△169,881	△169,489
その他	145,185	154,472
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	673,740	684,632
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	98,094	95,070
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	154,741	155,652
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	123,947	121,364
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	475,888	490,899
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	17,175	17,381
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub> *2	6,094	6,089
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	983.9%	972.4%

\*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

\*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

(訂正後)

(単位：百万円)

項目	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間末 (平成23年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	3,314,721	3,328,791
資本金等*1	576,808	596,615
価格変動準備金	80,453	80,453
危険準備金	502,093	511,093
一般貸倒引当金	4,480	3,063
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	334,526	274,625
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	17,447	9,133
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,367,418	1,419,934
負債性資本調達手段等	456,189	448,889
控除項目	△169,881	△169,489
その他	145,185	154,472
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	673,739	684,632
保険リスク相当額 $R_1$	98,094	95,070
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	154,741	155,652
予定利率リスク相当額 $R_2$	123,947	121,364
資産運用リスク相当額 $R_3$	475,887	490,899
経営管理リスク相当額 $R_4$	17,175	17,381
最低保証リスク相当額 $R_7$ *2	6,094	6,089
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	983.9%	972.4%

\*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

\*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

## (新基準によるソルベンシー・マージン比率)

(訂正前)

(単位：百万円)

項目	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間末 (平成23年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	3,048,033	3,044,821
資本金等*1	576,808	596,615
価格変動準備金	80,453	80,453
危険準備金	502,093	511,093
一般貸倒引当金	4,480	3,063
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	334,526	274,625
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	17,447	9,133
全期チルメル式責任準備金相当額超過額*2	1,367,418	1,419,934
負債性資本調達手段等*2	456,189	448,889
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額*2	△227,437	△244,720
控除項目	△169,881	△169,489
その他	105,935	115,222
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	1,112,943	1,087,567
保険リスク相当額 $R_1$	98,094	95,070
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	154,741	155,652
予定利率リスク相当額 $R_2$	296,597	291,591
資産運用リスク相当額 $R_3$	754,114	734,307
経営管理リスク相当額 $R_4$	26,195	25,652
最低保証リスク相当額 $R_7$ *3	6,215	5,993
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	547.7%	559.9%

\*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

\*2 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は平成23年金融庁告示第25号第1第1項第1号に規定する額、  
「負債性資本調達手段」は同告示第1第1項第2号に規定する額、  
「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額」  
は同告示第1第1項第3号に規定する額であります。

\*3 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は当事業年度末(平成24年3月31日)から適用されます。

上記は、仮に当該変更を前事業年度末及び当第2四半期会計期間末に適用したと仮定した場合の数値であります。

(訂正後)

(単位：百万円)

項目	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間末 (平成23年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	3,048,033	3,044,821
資本金等*1	576,808	596,615
価格変動準備金	80,453	80,453
危険準備金	502,093	511,093
一般貸倒引当金	4,480	3,063
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	334,526	274,625
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	17,447	9,133
全期チルメル式責任準備金相当額超過額*2	1,367,418	1,419,934
負債性資本調達手段等*2	456,189	448,889
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額*2	△227,437	△244,720
控除項目	△169,881	△169,489
その他	105,935	115,222
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	<u>1,112,941</u>	1,087,567
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	98,094	95,070
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	154,741	155,652
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	296,597	291,591
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	<u>754,112</u>	734,307
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	26,195	25,652
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub> *3	6,215	5,993
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	547.7%	559.9%

\*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

\*2 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は平成23年金融庁告示第25号第1第1項第1号に規定する額、「負債性資本調達手段」は同告示第1第1項第2号に規定する額、「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額」は同告示第1第1項第3号に規定する額であります。

\*3 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は当事業年度末(平成24年3月31日)から適用されます。

上記は、仮に当該変更を前事業年度末及び当第2四半期会計期間末に適用したと仮定した場合の数値であります。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年12月22日

**【会社名】** 第一生命保険株式会社

**【英訳名】** The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 渡邊 光一郎

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長渡邊 光一郎は、当社の第110期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。